分割基準のガイドブック

全国地方税務協議会平成25年3月

このたび、「分割基準のガイドブック」をホームページに掲載しました。

このガイドブックは、地方法人二税(法人住民税及び法人事業税)の申告事務に携わる納税者等の皆様及び課税庁の職員に活用していただくことを念頭に置いて作成したものです。

さて、複数の都道府県において活動されている法人(いわゆる地方税上の「分割法人」)については、国税である法人税の申告先の税務署は基本的に1箇所であるのに対し、地方法人二税については、事務所・事業所等の所在する都道府県及び市町村すべてに申告する必要があります。

その際の地方法人二税の申告額を算定するために必要となる基準が、いわゆる「分割基準」です。

この基準は、業種ごとに異なり、事務所・事業所等の認定基準や、従業者の算定方法など、細かい約束事から成り立っています。

このようにきめ細かな基準ですから、客観性が担保されている反面、ともすれば従業者の算定 誤り等に伴い、申告税額に過不足が生じる場合等があるものと推察されます。

したがいまして、分割法人に関する申告事務がより一層円滑になることを目指して、このガイドブックを作成したものです。

主な特徴としては、

- ・代表的な事例・誤りやすい事例について、図表を多用して解説したこと
- ・関係条文等を可能な限り多く収録したこと

が挙げられます。

完成に至るまでの具体的な作業としては、全国地方税務協議会の中に「平成24年度法人二税実務課題検討ワーキンググループ(WG)」を設置、たたき台の案を基に計4回に及ぶ会議を開催し、分かりやすさを第一に追求するとともに一言一句おろそかにしない気概で、作成作業に取り組みました。

申告事務に携わる納税者等の皆様及び課税庁の職員におかれましては、必要に応じて出力し、 手元に置いて参照する等、広く御活用いただければ幸いです。

分割基準のガイドブック 目次

第 1	章	分割基準の概要	1
1	分割	剛基準とは	1
2	分割	削基準の種類	1
3	業種	重の判定について	1
第2		各分割基準の詳細	
1	事務	务所または事業所の数	2
	(1) 事	事務所または事業所とは	2
	(2) 事	事務所または事業所の数とは(法 72 条の 48 ④-2)	2
	(3) 真	具体的な取扱い	3
	(4) 4	事務所等の数の算定方法	4
2	従業	巻者の数	7
	(1) 稅	従業者とは	7
	(2) 贫	芷業者の数とは(法 72 条の 48④−3、法 57 条②、法 321 条の 13②)	7
	(3) 章	具体的な取扱い	8
	(4)	芷業者の数の算定方法	10
	(5) 賞	資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例(法 72 条の 48④-3)	14
3	固定	を資産の価額	15
		固定資産とは	
	(2)	国定資産の価額とは(法 72 条の 48 ④-1、規則 6 条の 2 ②)	15
4	· 軌i	道の延長キロメートル数	16
	(1) 輔	仇道の延長キロメートル数とは	16
	(2) 釒	失道事業・軌道事業の例外(法 72 条の 48⑨、令 35 条の2、規則6条の3)	16
第3	章り	分割課税標準額の算出方法	17
1		导割の分割課税標準額の算出方法	
2		『価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法	
3	法人	人税割の分割課税標準額の算出方法	22
第4	章	岁考	23
1		くあるご質問	
2	参考	号条文等(一部言葉を省略しております。)	25
土	方税法	去	25
土	方税法	去施行令	31
		去施行規則	
土	方税法	去の施行に関する取扱について(道府県税関係)	33
坮	方税法	去の施行に関する取扱について(市町村税関係)	38
個	別通知	īl	40
行	政実例	刚等	42

このガイドブックにおける法令は次の略語を用いています。

(法令)

法 · · · · · 地方税法

令 · · · · · 地方税法施行令 規則…… 地方税法施行規則 条文番号は次のとおり表示しています。

条···算用数字

項・・・○で囲んだ算用数字 号・・・ハイフンと算用数字

(通知)

通(県)・・・・地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

(平成 22 年4月 1 日総税都第 16 号 各都道府県知事宛総務大臣通知)

通(市)・・・・・地方税法の施行に関する取扱について(市町村税関係)

(平成 22 年4月 1 日総税市第 16 号 各都道府県知事宛総務大臣通知)

- 関連条文及び通知等は、「第4章 2参考条文等」に掲載しております。
- このガイドブックは、平成 25 年3月 31 日現在の法令等に基づき作成しております。

第1章 分割基準の概要

1 分割基準とは

法人事業税、法人住民税法人税割は、事務所または事業所(以下、「事務所等」 ということがあります。)所在の都道府県・市町村において課されます。

複数の都道府県・市町村に事務所等を有する法人は課税標準の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人住民税法人税割の場合は従業者の数を使用しますが、法人事業 税の場合は、法人の業種によって異なるものを使用します。

2 分割基準の種類

法人事業税において使用する分割基準は、以下のとおり法人の業種により区分されています。

業種	分割基準 (法 72 条の 48)
ア 非製造業 (下記イ〜オ以外の業種)	事務所等の数と従業者の数
イ製造業	従業者の数
ウ 倉庫業・ガス供給業	有形固定資産の価額
工 電気供給業	有形固定資産の価額と 発電に使用するものの価額
オ 鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数

分割基準の異なる事業をあわせて行う法人においては、主たる事業についての分割基準を使用します。(法72条の48®) (例外:鉄道事業・軌道事業の場合はP16「第2章4」を参照)

主たる事業の判定に当たっては、原則、売上金額の最も大きいものを主たる事業 とします。これによりがたい場合には従業者の配置、施設の状況等により企業活動 の実態を総合的に判断します。(通知(県)三章9の8)

3 業種の判定について

法人の業種については、「日本標準産業分類」(総務省)を参考にしてください。 ただし、製造業については、日本標準産業分類と一部異なります。

~ 分割基準における製造業とは ~

日本標準産業分類 (総務省)に定められている次の業種をいいます。

「Eー製造業」

「Rーサービス業(他に分類されないもの)」のうち

「891 自動車整備業」「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」「902 電気機械器具修理業 |

第2章 各分割基準の詳細

1 事務所または事業所の数

(1) 事務所または事業所とは

事業税の分割基準として、非製造業を営む法人が使用します。

事務所または事業所の定義(通知(県)第一章 6)

自己所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって継続して事業が行われる場所をいいます。

事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の 事業に直接・間接に関連して行われる付随的事業であっても、社会通念上そこ で事業が行われていると考えられているものを含みます。

事務所または事業所と認められるには、事業が継続性を持ったものである必要があり、 $2 \sim 3$ ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は入りません。

(2) 事務所または事業所の数とは(法72条の484)-2)

分割基準の数値である事務所または事業所の数とは、事業年度に属する<mark>各月の末日現在</mark>における数値を合計した数値です。(その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日における数値をいいます。)

原則

1

例外

各月の末日の事務所または事業所 の数を合計した数値

事業年度の期間が一月に満たないで、しかも、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度末日の事務所または事業所の数

事務所または事業所の数(通知(県)第三章 9の7)

- 同一構内・区画にある建物
 - 原則 一つの事務所等として取り扱います。(上記通知9の7(2))
- 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合(上記通知9の7(3))
 - 原則 構内・区画ごとに一つの事務所等として取り扱います。

例外 経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合

- ・経理・帳簿等が同一で分離できない場合
- ・同一の管理者等により管理・運営されている場合など
- →一つの事務所等として取り扱います。
- 構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合 (上記通知9の7(4))
 - ・建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する 都道府県の事務所または事業所として取り扱います。

(上記通知9の7(4)ア)

・建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事務所または事業所として取り扱います。(上記通知9の7(4)イ)

~建物とは~

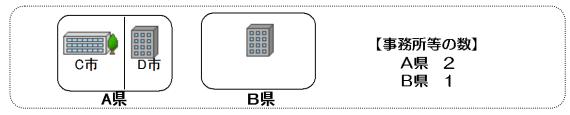
店舗等の事業の用に供する建物をさします。

(3) 具体的な取扱い

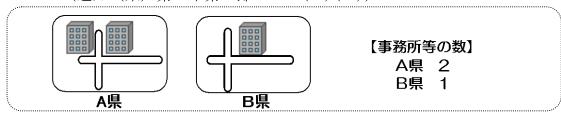
事例1 各県に1ヶ所ずつある場合 (通知(県)第三章第二節9の7(2))



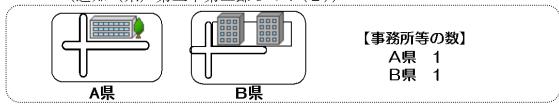
事例2 A県に2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合 (通知(県)第三章第二節9の7(2))



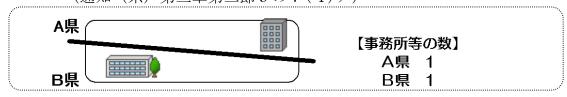
事例3 A県に近接して2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合 (通知(県)第三章第二節9の7(2)(3))



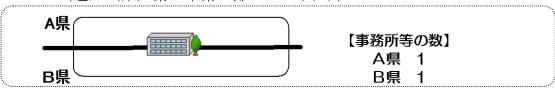
事例4 A県に1ヶ所、B県の同一区画内に建物が2つある場合 (通知(県)第三章第二節9の7(2))



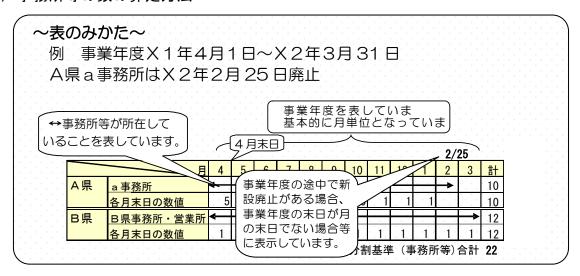
事例 5 同一構内に県境があり、各県に建物が1つずつある場合 (通知(県)第三章第二節9の7(4)ア)



事例 6 建物が 2 県の区域にまたがる場合 (通知(県)第三章第二節 9 の 7 (4) イ)



(4) 事務所等の数の算定方法

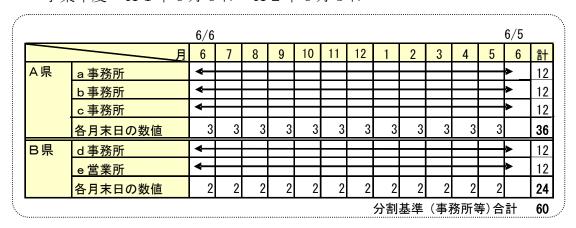


事例1 事業年度を通じて、事務所等の異動がない場合

① 事業年度の末日が月の末日の場合 事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a 事務所	—											^	12
	b事務所	\leftarrow											Å	12
	c事務所	—											Î	12
	各月末日の数値	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d 事務所	—												12
	e 営業所	↓											Î	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

② 事業年度の末日が月の末日でない場合 事業年度 X1年6月6日~X2年6月5日



事例2 事業年度の途中に事務所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

A県a事務所はX2年3月20日に新設

A県c事務所はX1年5月1日に新設

			5/1										3/20	
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所												*	1
	b事務所	ţ											*	12
	c 事務所		Ţ										*	11
	各月末日の数値	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	24
B県	d 事務所	¥												12
	e 営業所	J											*	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準 (事務所等)合計 48

② 廃止

事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

A県a事務所はX2年1月20日に廃止

A県c事務所はX1年5月31日に廃止

			5	/31							1/2	0		
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a 事務所	⇟									→			9
	b事務所	J											^	12
	c事務所	Ų.	Î											2
	各月末日の数値	3	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	23
B県	d 事務所	₩												12
	各月末日の数値 d 事務所 e 営業所	J											*	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
								分割	引基準	! (事	務所	等)台	 }計	47

③ 新設及び廃止

事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日 d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転

											1/20)		
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所										٧		^	3
	b事務所	—											Î	12
	c事務所	—											Î	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
B県	d 事務所	←									^			9
	e 営業所	•											^	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	21
								分	割基	準 (事務店	近等)	合計	48

事例3 解散・合併・決算期変更等があった場合

- ① 事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合 事業年度 X1年4月1日~X1年4月15日(解散) d事務所はX1年4月8日に廃止
 - 4月15日(事業年度末日)における数値をもちいる。

	4	1/8 4/15	4/30
	月	4	計
A県	a 事務所	←	1
	b 事務所	←→	1
	c 事務所	←	1
	事業年度末日の数値	3	3
B県	d 事務所	↔	0
	e 営業所	*	1
	事業年度末日の数値	1	1
	分割基準(基	事務所等) 含	計 4

② ①以外の解散・合併・決算期変更等の場合

ケース1 事業年度 X1年6月6日~X2年3月31日 6月5日決算の法人が3月31日決算に決算期変更

•	6	6/6 6	/30								3/	
	月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a 事務所	 									Î	10
	b事務所	₽									*	10
	c 事務所	₽									Î	10
	各月末日の数値	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
B県	d 事務所											10
	e 営業所	₽									*	10
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
						分	割基	隼(事	務所	等)合	計	50

ケース 2 事業年度 X 1 年 8 月 20 日~X 1 年 10 月 9 日 8 月 19 日決算の法人が 10 月 9 日に解散

		8/20 8/		0/9	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
	月	8	9	10	計
A県	a 事務所	\		•	2
	b事務所	¥		A	2
	c 事務所	*		•	2
	各月末日の数値	3	3		6
B県	d 事務所	*		•	2
	e 営業所	*		A	2
	各月末日の数値	2	2		4
		務所	等)合	計	10

2 従業者の数(1)従業者とは

事業税の分割基準として、非製造業・製造業を営む法人が 使用します。また、住民税の分割基準として、すべての法人が 使用します。

従業者の定義(規則6条の2①)

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する 給与の支払を**受けるべき者**をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

従業者とは、実際に給与の支払いの有無に関わらず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象になります。

具体的には、役員(無給の非常勤役員を含みます。)のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等の人数も含みます。

(2) 従業者の数とは(法72条の48④-3、法57条②、法321条の13②)

従業者の数とは、各事務所または事業所の事業年度(住民税の場合には、「算定期間」と読み替えてください。以下同様です。)の末日現在における数値です。

ただし、事業年度の途中に、新設または廃止をした事務所等の場合は、事務所等の所在した月数であん分します。

また、事業年度中を通じて従業者の数が著しく変動した場合(各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合)は各月の平均となります(法72条の48⑤、令35の2、通知(県)第三章9の2)。



原則

事業年度末日の従業者の人数

例外

新設した事務所等 新設の日から事業年度の末日までの月数 末日現在の人数 事業年度の月数 廃止した事務所等 廃止日までの月数 森日現在の人数 事業年度の月数 変動の大きな事務所等 各月末日の人数の合計 事業年度の月数

従業者の数に 1 人に満たない端数を生じたときはこれを 1 人とします。 計算式中における月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1月とします。

(3) 具体的な取扱い

ケース:同一法人のどの事務所等の従業者の数に計上するか?

事例1 給与支払事務所と勤務している事務所等が異なる場合 (通知(県)第三章9の1(1)ア、(市)第二章59(1)ア)



事例 2 転勤によって勤務すべき事務所等が一月のうち複数ある場合 (通知(県)第三章 9 の 1 (1) イ、(市)第二章 59 (1) イ)



事例3 1月未満で複数の事務所等を巡回しており主に勤務すべき事務所等が ない場合(通知(県)第三章9の1(1)ウ、(市)第二章59(1)ウ)



事例4 連続して一月以上同一事務所等に出張している場合 (通知(県)第三章9の1(1)エ、(市)第二章59(1)エ)



事例 5 複数の事務所等に兼務している場合 (通知(県)第三章 9 の 1(1)オ、(市)第二章 59(1)オ)



ケース:複数の法人のどの事務所等の従業者の数に計上するか?

事例 6 給与支払を受ける法人と勤務している法人が異なる場合 (通知(県)第三章 9 の 1(2)ア、(市)第二章 59(2)ア)

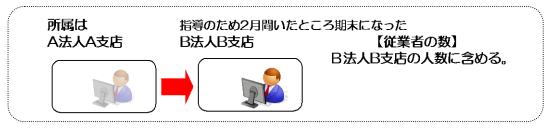


事例7 1月未満で複数法人の事務所等を巡回して、主に勤務すべき事務所等 がない場合

(通知(県)第三章9の1(2)イ、(市)第二章59(2)イ)



事例 8 連続して一月以上他の法人の同一事務所等に出張している場合 (通知(県)第三章 9 の 1 (2) ウ、(市)第二章 59 (2) ウ)



事例 9 複数法人の事務所等に兼務している場合 (通知(県)第三章 9 の 1 (2) エ、(市)第二章 59 (2) エ)

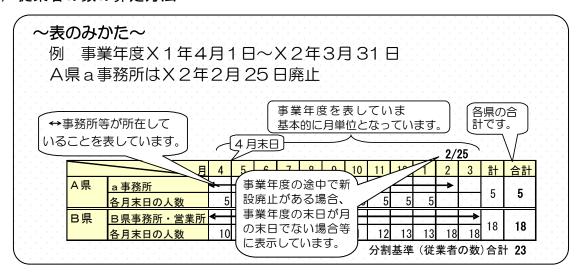


ケース:従業者の数に含めない者

(通知(県)第三章9の1(3)、(市) 第二章 59 (3))

- 研修施設において、研修を受ける者
- 勤務すべき事務所または事業所が分割基準の対象外(例:国外支店勤務)
- 勤務すべき施設が事務所または事業所ではない(例:常時船舶の乗組員 である者)
- 病気欠勤者など一月以上勤務していない者(勤務していない期間に限り 含めない。)

(4) 従業者の数の算定方法



事例1 事務所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がない場合 事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a 事務所	Î											Î	_	
	各月末日の人数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	b事務所	Ů											Î	,	
	各月末日の人数	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	9
	c 事務所	₽											Î		
	各月末日の人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ı	
B県	d 事務所	Î											Î		
	各月末日の人数	10	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	e 営業所	Î											Î		11
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

事例 2 事務所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がある場合 事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日 5人/2人=2.5倍>2倍

(計算) e 営業所: (2+2+2+2+2+5+5+5+5+5+5) ÷12=3.5→4 (1人未満切り上げ)

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a 事務所	Î											ļ		
	各月末日の人数	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8	8	
	b事務所	Î											$\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $	•	
	各月末日の人数	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	14
	c事務所	Î											Î		
	各月末日の人数	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
B県	d事務所	₽											1		
	各月末日の人数	10	11	11	11	11	11	9	9	9	9	9	9	9	
	e 営業所	Î											ļ		13
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5	4	
								分	基陰	進 (:	従業	者の	数) 台	計	27

事例3 事業年度の途中に事務所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

A県a事務所はX2年3月20日に新設

A県c事務所はX1年5月1日に新設

(計算) a 事務所 $2 \times 1/12 = 0.166 \cdots \rightarrow 1$

c 事務所 5×11/12=4.583···→5

,		5	/1									3	3/20			*****
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	•
A県	a 事務所												\$	_		
	各月末日の人数												2			
	b 事務所	₽											†	•		
	各月末日の人数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	თ	9	
	c事務所		J											-		
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
B県	d 事務所	Î														
• • • •	各月末日の人数	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	e 営業所	Î											ļ	_	12	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
٠								分割	引基	隼 (犯) 業者	きの き	数) 合	計	21	

② 廃止

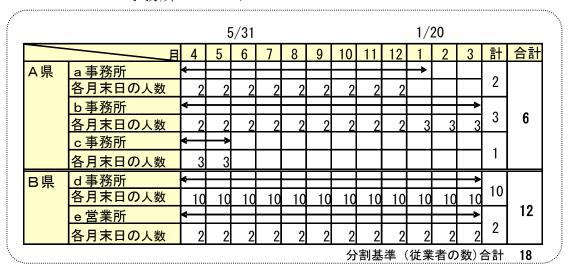
事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

A県a事務所はX2年1月20日に廃止

A県c事務所はX1年5月31日に廃止

(計算) a 事務所 $2 \times 10/12 = 1.666 \cdots \rightarrow 2$

c 事務所 $3 \times 2/12 = 0.5 \cdots \rightarrow 1$



③ 新設及び廃止

事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

d事務所をX1年5月1日に設置した後X2年1月20日に廃止し、A県 a 事務所に同日移転

A県c事務所は、X1年6月25日に廃止

(計算) a 事務所 $4 \times 3/12 = 1$ →1

c 事務所 2 × 3/12=0.5 $\rightarrow 1$

d 事務所 $4 \times 9/12 = 3$ $\rightarrow 3$



事例4 事業年度の途中に事務所等の新設・廃止と著しい変動があった場合 事業年度 X1年4月1日~X2年3月31日

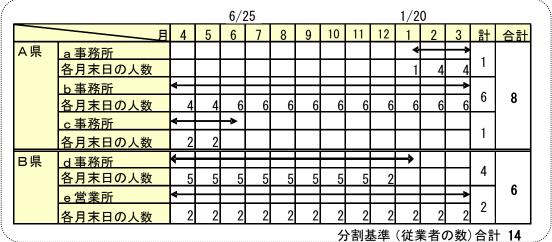
d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転

A県c事務所は、X1年6月25日に廃止

(計算) a 事務所 $(0+0+0+0+0+0+0+0+1+4+4) \div 12=0.75\rightarrow 1$

c 事務所 $2 \times 3/12 = 0.5 \rightarrow 1$

d 事務所 (5+5+5+5+5+5+5+5+5+2+0+0+0) ÷ $12=3.5\rightarrow 4$



事例 5 解散・合併・決算期変更等があった場合

事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X1年4月1日~X1年4月15日(解散)

d 事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値をもちいる。

(計算) d 事務所 $4 \times 1/1 = 4$



(5) 資本金 1 億円以上の製造業を行う法人の特例(法 72 条の 484) - 3)

製造業を営む法人で、事業年度等末日現在で資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者については、その従業者数の1/2を加算します。

工場の詳細(規則6条の2⑤、通知(県)3章9の3)

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」

(昭和37年5月4日自治丙府発第39号)

工場とは?

物品の製造、加工又は組立て等<u>生産に関する業務</u>が行われている事務所等 をいいます。

生産に関する業務とは?

物品の製造、加工、組立て、整備、修理を行う業務をいいます。

工場かどうか?

事業年度末日現在の状況によります。途中で廃止した場合は、該当しません。

また、名称のいかんを問わず、上記の業務を行っている事務所等かどうかで判断します。

工場の従業者?

次の業務を行っている人をいいます。

- 事業物品の製造・加工・組立て・整備・修理に関する業務を直接担当 している人
- 製品の検査・包装・原材料の運搬・動力の保守点検等生産を補助する業 務を担当している人
- 工場内の総務・経理・生産管理・資材管理等の業務を行う人
- ※ ただし工場に併置されている本社·支店·出張所·営業所·研究所·試験 所等の従業者は除きます。

計算方法

- 工場の従業者の数にその2分の1を加算する。
- 工場の従業者が奇数の場合は、1を加えた数の2分の1を加算する。

例 工場の従業者 123人

 \rightarrow (123 + 1) \times 1/2= 62 123 + 62 = 185 この工場の分割基準 185人



3 固定資産の価額

(1) 固定資産とは

倉庫業・電気供給業・ガス供給 業を営む法人が使用します。

固定資産とは(規則6条の2②、通知(県)第三章9の4)

事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、事業年度終了の日に おいて貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能 な有形固定資産の価額をいいます。

建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の 日において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産及び貸借対照 表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

(2) 固定資産の価額とは(法72条の48④-1、規則6条の2②)

固定資産の価額とは、各事務所または事業所の事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている価額です。

例外 (法 72 条の 48③、規則 6 条の 2③)

電気供給業の場合は、課税標準額の4分の3に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額で発電所の用に供するものの価額に、4分の1に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額によってあん分します。

事務所又は事業所ごとの固定資産の価額について、区分が困難な場合で、総務大臣の承認を受けたときは、固定資産の価額を設備ごとに分別し、その分別された価格を各事務所または事業所のそれぞれの基準によりあん分した額とすることができます。

, , ,		
設 備	あん分基準	
発電設備	発電所の認可出力	
送電設備	支持物基数	
配電設備	支持物基数	
変電設備	変電所の設備容量	
業務設備	従業者数	

~ ご注意! ~

分割基準の対象となる固定資産については、自己の貸借対照表に記載のあるものです。したがって、貸借対照表に計上されない賃貸物件などは除きます。

例: 倉庫業を営む法人がA県・B県・C県に次の事務所等を設けている場合 固定資産 A県: 賃貸倉庫 B県: 自社所有 C県: 賃貸倉庫 ⇒ 分割基準は、A県・C県がゼロとなります。

4 軌道の延長キロメートル数

(1) 軌道の延長キロメートル数とは

軌道の延長キロメートル数とは(通知(県)第三章9の5)

各事業年度末日現在の軌道の延長キロメートル数とは、次のものです。

- 単線換算キロメートル数
- 自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含めます。)以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数に含めます。
- 引込線及び遊休線並びに敷設線を含めますが、他の法人等の所有に係る 専用線は含めません。

(2) 鉄道事業・軌道事業の例外(法72条の489、令35条の2、規則6条の3)

鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合は、課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)とによってあん分した額を、その事業の分割基準により、分割します。

ただし、百貨店業の場合は、売上金額に代えて売上総利益金額があん分の基準となります。

売上金額とは?

本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含みません。

なお、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計 規則にいう営業収益をいいます。

百貨店業の詳細 (通知(県)第三章9の6)

百貨店業とは?

百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が1,500㎡(都の特別区、政令指定都市の区域内においては、3,000㎡)以上ある店舗を有するものをいいます。

売上総利益金額とは?

売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期 首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金 額をいいます。

第3章 分割課税標準額の算出方法

1 所得割の分割課税標準額の算出方法

法 72 条の 48①③、法 57 条②、 法 321 条の 13②、 規則第 10 号様式記載要領

例:軽減税率適用法人(段階税率適用)の場合で小売業

二以下の都道府県のみに事務所または事業所を有する法人、または三以上の都道府県に事務所または事業所を有していても資本金の額または出資金の額が1,000万円未満である場合には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準の総額(所得金額)について、段階税率の各区分(「年 400 万円以下の金額」、「年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額」、「年 800 万円を超える金額」)に振り分けます。
- ② ①の各区分の金額に千円未満の端数がある場合はそれぞれの端数を切り捨てます。
- ③ ①及び②の金額を1/2にした後、千円未満の端数が生じた場合切り捨てます。
- ④ ③で算出した金額を、それぞれ事務所または事業所の数及び従業者の数であん分計算します。

あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- ⑤ ④であん分計算した金額を、区分ごとに<mark>合算</mark>し、区分ごとの分割課税標準額を算出します。
- ⇒ この区分ごとの分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

分割基準

所得金額 36,173 千円

従業者の数 県内 61 (人) 総数 150 (人) 事務所の数 県内 36 (所) 総数 120 (所)

課税標準の分割

Step1:課税標準の総額の各区分に振り分け、1/2にします。

所得 36,173 千円

(1)年400万円以下の金額従業者2,000千円事務所2,000千円(2)年400万円を超え従業者2,000千円事務所2,000千円年800万円以下の金額

(3)年800万円を超える金額 従業者 14,086千円 事務所 14,086千円 Step2: それぞれの分割基準であん分

~ 端数処理 ~

課税標準を分割するために、まず、1 単位当たりの分割課税標準額を算出します。

この際、小数点以下の数値については、小数点以下の数値のうち分割基準 の総数の桁数足す 1 の位以下を切り捨てます。

例:課税標準額 10,000,000 円 分割基準の総数 120

1 単位あたりの分割基準

10,000,000 ÷ 120 =83,333.<u>333</u>3333...

分割基準の総数は 120 なので 3 桁+1 桁=小数点 4 位以下切捨て

- 従業者数によるあん分

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $13,333.333 \times 61 = 813,333.313$

千円未満切り捨てます。

813,000

(2) 年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額⇒ 2

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $13,333.333 \times 61 = 813, \frac{333.313}{}$

千円未満切り捨てます。

813,000

(3) 年800万円を超える金額⇒14,086千円 ÷ 150=93,906.6666666・・・

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

93, 906. 666 \times 61=5, 728, 306. 626

千円未満切り捨てます。

5, 728, 000

- 事務所または事業所の数によるあん分
 - (1) 年 400 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 ÷ $120=16,666.666666\cdots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $16,666.666 \times 36=599,999.976$

千円未満切り捨てます。

599,000

(2) 年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額⇒

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $16,666.666 \times 36=599,999.976$

千円未満切り捨てます。

599,000

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $117,383.333 \times 36=4,225,799.988$

千円未満切り捨てます。

4, 225, 000

○ それぞれの区分について合算します。

(1) 従業者 813 千円 + 事務所または事業所 599 千円= 1,412 千円

(2) 従業者 813 千円 + 事務所または事業所 599 千円= 1,412 千円

(3) 従業者 5,728 千円 + 事務所または事業所 4,225 千円= 9,953 千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

(ここでは、一例として、東京都の税率により計算しています。)

1,412 千円 \times 2.95% = 41,654 41,600 円

1,412 千円 × 4.365% = 61,633.8 61,600 円 \rightarrow 678,400 円

9,953 千円 \times 5.78% = 575,283.4 575,200 円

税額は百円未満切り捨てます。

軽減税率不適用法人(比例税率適用)【事業年度末日において三以上の都道府 県に事務所または事業所を有する法人で資本金の額または出資金の額が 1,000 万円以上である法人】の場合もこの方法と同様に分割課税標準額を計算します。 (法72条の24の7③)

~ ご注意! ~

上記事例の税額計算では東京都の税率を適用しておりますが、税率は各地 方団体の条例により異なりますので、申告の際には実際に適用される税率を ご確認ください(次の付加価値割、資本割、法人税割についても同様です。)。

2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法

|例:軽減税率適用法人(段階税率適用)の場合で小売業|

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準の総額(付加価値額・資本金等の額)について、それぞれ千円未 満を切り捨てます。
- ② ①の金額をそれぞれ1/2した後、千円未満の端数がある場合はその端数を 切り捨てます。
- ③ ②で求めた金額を、それぞれ事務所の数及び従業者の数であん分計算しま す。

あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨 てます。

- ④ ③であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。
- ⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例 事業年度 7ヶ月

資本金等の額 270, 150, 378円

従業者の数 県内 61 (人) 総数 1,730 (人) 事務所の数 県内 36 (所) 総数 1,229 (所)

資本金等の額の月数あん分

270, 150, 378 × 7/12 = 157, 587, 720. □ 1円未満の端数がある場合切り捨てます。

注:事業年度の月数が12月ある場合にはこの計算式は不要です。

課税標準の分割

Step1: 課税標準の総額を 1/2 にわけます。

課税標準の総額 157,587,720 ← 千円未満は切り捨てます。 $157, 587, 000 \times 1/2 = 78, 793, 500$

Step2:従業者数によるあん分

 $78,793,000 \div 1,730 = 45,545.0867052 \cdots$

小数点 5 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $45,545.0867 \times 61 = 2,778,250.2887$

千円未満は切り捨てます。

2,778,000

<u>Step3</u>: 事務所または事業所数によるあん分 $78,793,000 \div 1,229 = 64,111.472742 \cdots$

小数点 5 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $64, 111.4727 \times 36 = 2,308,013.0172$

2, 308, 000

<u>Step4</u>: 本県分課税標準額の算定 従業者 2,778 千円 + 事務所 2,308 千円 = 5,086 千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。 (ここでは、一例として、東京都の税率により計算しています。)

5,086 千円 × 0.21%= 10680.6 10,600 円

税額は百円未満切り捨てます。

付加価値割の算出方法についても、同様に計算を行います。 ただし、月数あん分は不要です。

3 法人税割の分割課税標準額の算出方法

- ① 課税標準の総額(法人税額)について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額を、従業者の数であん分計算します。 あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ③ ②であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。
- ⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

事業年度 12か月

資本金 150,000,000 円 本店:本県市内 法人税割の課税標準の総額 15,000,000 円

分割基準 従業者の数 県内 65(人)総数 1,750(人)

課税標準の分割

①従業者数によるあん分 $15,000,000 \div 1,750 = 8,571.428571 \cdots$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

 $8,571.4285 \times 65 = 557,142.8525$

千円未満は切り捨てます。

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。 (ここでは、一例として、東京都23区内の税率により計算しています。) 557千円 × 20.7%= 115,299 115,200円

税額は百円未満切り捨てます。

第4章 参考

1 よくあるご質問

Q1 分割するの?

事業年度の途中に、A県からB県に移転しました。期末には、事務所はB 県にしかありませんが、税額計算において分割する必要はありますか?

A1 必要です。事業年度中に2以上の都道府県に事務所等を有していた場合は、 各都道府県に課税標準額を分割して、申告納税する必要があります。

Q2 製造業?

創業より製造業です。ただし、近年商品の加工等はすべて子会社に発注 しており、それを仕入れて販売しています。工場等はありませんが製造業 ですか?

A2 法人事業税における製造業に該当しません。自らは製造を行わないで、自己の 所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称 で販売しているような場合は、卸売・小売業に該当します。

Q3 常駐者がいないのですが

A県に本社があります。B県には事務所がありますが、社員が月に数日出張して仕事をしています。事業年度末日は誰もいないのですが申告の必要はありますか?

A3 事業年度末日に従業者がいなくとも、当該事務所は、地方税法上の事務所等に 該当しますので、申告の必要があります。

ただし、事業年度末日に誰もいないのであれば、分割基準の従業者の数は 0 人になります。

Q4 派遣社員は?

人材派遣会社から派遣労働者の派遣を受けています。従業者の数にこの派遣労働者を含むのですか?

A4 従業者の数に含みます。

派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事務所は派遣先法人です。

このような従業者は、通知(県)第三章9の1(2)アの規定により、勤務すべき事務所である派遣先法人に含めます。

Q5 同一市区町村にある事務所等は?

同一の市区町村内に支店と営業所の2つの事務所等があります。 この場合、分割基準の事務所等の数はどのように取り扱うのですか?

A5 2つの事務所等として、それぞれ月末にあった事務所等の数を分割基準の数値とします。

一つの市区町村内に複数の事務所等がある場合、それぞれを分割基準の事務所等として、事業年度中の各月末日の事務所等の数により計算します。

Q6 社員の慰安・娯楽のための保養所は?

社員の慰安・娯楽施設として保養所を常設しています。 この保養所は、分割基準の事務所等として取り扱うのですか?

A6 この保養所は、分割基準の事務所等としません。

社員の慰安・娯楽の目的のためだけに設けられた保養所については、事務所等に 該当しませんので、分割基準の対象とはなりません。

ただし、保養所は寮等に該当しますので、法人住民税均等割の申告が必要となることにご留意ください。

Q7 無人の風力発電設備は?

風力発電を行う法人で、A県には風力発電設備のみがあり、B県にある本社から遠隔操作を行っている場合、A県の風力発電設備は事務所等に該当しますか?

A7 事務所等に該当しません。

A県の風力発電設備は人的設備がないため、事務所等の要件を欠き、地方税法 上の事務所等には該当しません。

2 参考条文等(一部言葉を省略しております。)

地方税法-

(事業税の納税義務者等)

法第72条の2

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、事業の区分に応じ、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

(二以上の道府県において事務所又は事 業所を設けて事業を行う法人の申告納付 等)

法第72条の48

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、事業税を申告納付し、又は修正申告納付する場合においては、当該事業に係る課税標準額の総額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、その事業年度の期間が六月を超える場合には、関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。

ただし、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の前事業年度の関係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日現在における次項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準(以下この節において「分割基準」という。)の数値が当該事業年度の前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合におい

ては、関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、当該法人の当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて次項から第十項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

- 3 関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申 告書に記載された関係道府県に所在する事務所 又は事業所について、課税標準額の総額を、製造 業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の 数に、電気供給業にあつてはその四分の三に相当 する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発 電所の用に供するものの価額に、その四分の一に 相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産 の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該 事務所又は事業所の固定資産の価額に、鉄道事 業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業 所の所在する道府県における軌道の延長キロメート ル数に、その他の事業にあつてはその二分の一に 相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その 二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所 の従業者の数にあん分して行うものとする。
- 4 前項の場合において、次の各号に掲げる分割 基準は、当該各号に定める数値による。
 - 一 固定資産の価額及び軌道の延長キロメート ル数 事業年度終了の日現在における数値
 - 二 事務所又は事業所の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値 (当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値)
 - 三 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である

事務所又は事業所については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値を加えた数値

- 5 前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。
 - 一 事業年度の中途において新設された事務 所又は事業所 当該事業年度終了の日現在に おける従業者の数に、当該事業年度の月数に対 する当該事務所又は事業所が新設された日から 当該事業年度終了の日までの月数の割合を乗じ て得た数
 - 二 事業年度の中途において廃止された事務 所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直 前の月の末日現在における従業者の数に、当該 事業年度の月数に対する当該廃止された事務 所又は事業所が当該事業年度中において所在 していた月数の割合を乗じて得た数
 - 三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令(35 条の2)で定める事務所又は事業所 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数
- 6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 7 中間納付額に係る分割基準について第四項 の規定を適用する場合には、当該法人の当該事業 年度の開始の日から六月を経過した日の前日まで の期間を一事業年度とみなす。
- 8 (異なる)分割基準をそれぞれ適用すべき事業を併せて行う場合における同項の規定の適用については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によつて当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。
- 9 鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の 事業とを併せて行う場合においては、前項の規定に

かかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については当該事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはそれらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

(略)

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

法第72条の48の2

法人の行う事業に係る課税標準額の総額についてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

- 2 関係道府県知事は、法人の行う事業に係る課税標準額の総額について更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。
- 3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額(関係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。)の分割基準又は修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める場合(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)には、これを修正し、法人が申告書を提出しなかつた場合には、その分割基準を決定するものとする。
- 4 法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあったこと(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかった場合を含む。)により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、総務省令の定めるところにより、当

該関係道府県知事に対し、当該過大となつた分割 課税標準額又は事業税額につき、更正をすべき旨 を請求することができる。

5~12 (略)

(道府県民税の納税義務者等)

法第 24 条

道府県民税は、第一号に(略)、第三号に掲げる 者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額に よつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均 等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては 法人税割額によつて、(略)課する。

一·二(略)

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

- 四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(「寮等」という。以下道府県民税について同じ。)を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(略)
- 四の二 法人課税信託(略)の引受けを行うこと により法人税を課される個人で道府県内に 事務所又は事業所を有するもの

五~七(略)

(法人の道府県民税の申告納付)

法第 53 条

(略)法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。(略)

2~51(略)

(法人の道府県民税の更正及び決定)

<u>法第 55 条</u>

道府県知事は、第五十三条の規定による申告

書の提出があつた場合において、当該申告に係る 法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれら を課税標準として算定した法人税割額がその調査 によつて、法人税に関する法律の規定によつて申 告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法 人税額(「確定法人税額」という。以下この項から第 三項までにおいて同じ。)若しくは法人税に関する法 律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、 若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属 法人税額(「確定個別帰属法人税額」という。以下 この項から第三項までにおいて同じ。) 若しくはこれ らを課税標準として算定すべき法人税割額と異なる ことを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係 る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の 法人税割額が同条第一項若しくは第二項に基づい て計算した額と異なることを発見したとき、第五十八 条の規定によつて確定法人税額若しくは確定個別 帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が修 正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調 査したところと異なることを発見したとき、又は当該 申告に係る法人税割額から控除されるべき額若しく は還付すべき額がその調査したところと異なることを 発見したときは、これを更正するものとする。

- 2 道府県知事は、納税者が第五十三条第一項、 第四項、第五項又は第二十四項の規定による申告 書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定 の適用を受ける場合を除く。)においては、その調査 によつて、申告すべき確定法人税額又は確定個別 帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を 決定するものとする。
- 3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額若しくはプロインを観がるの調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、 又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納 税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の道府県において事務所又は事 業所を有する法人の道府県民税の申告納 付)

法第 57 条

二以上の道府県において事務所又は事業所を 有する法人(略)が(略)法人の道府県民税を申告 納付する場合においては、当該法人の法人税額又 は個別帰属法人税額を関係道府県に分割し、その 分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人 税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を 申告納付しなければならない。この場合において、 関係道府県知事に提出すべき申告書には、総務 省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添 付しなければならない。

- 2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、 法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税 額の課税標準の算定期間(略)中において有する 法人の事務所又は事業所について、当該法人の法 人税額又は個別帰属法人税額を当該算定期間の 末日現在における従業者の数にあん分して行うもの とする。
- 3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務 所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを 一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみな す。
 - 一 算定期間の中途において新設された事務 所又は事業所 当該算定期間の末日現在にお ける従業者の数に、当該算定期間の月数に対す る当該事務所又は事業所が新設された日から当 該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得 た数
 - 二 算定期間の中途において廃止された事務 所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直 前の月の末日現在における従業者の数に、当該 算定期間の月数に対する当該廃止された事務

所又は事業所が当該算定期間中において所在 していた月数の割合を乗じて得た数

- 三 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数
- **4** 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額又は個別帰属法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事 業所を有する法人の法人税額等の分割の 基準となる従業者数の修正又は決定)

法第 58 条

前条第一項の法人が第五十三条の規定による 申告書を提出した場合において、当該申告書に記 載された関係道府県ごとに分割された法人税額又 は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者 数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税 額又は個別帰属法人税額を分割しなかつた場合を 含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は 事業所所在地の道府県知事がこれを修正するもの とする。

- 2 前項の道府県知事は、同項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合(略)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。
- 3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の 規定による従業者数の修正又は前項の規定による 従業者数の決定をした場合において、当該修正又 は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見し たときは、これを修正するものとする。

4~6 (略)

(市町村民税の納税義務者等)

法第 294 条

市町村民税は、(略)、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 ·二 (略)

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

- 四 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下この節において「寮等」という。)を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第八項に規定するものを除く。第二百九十九条第二項、第三百十二条第一項及び第三項第四号、第三百十七条の六第一項並びに第三百二十一条の八第二十四項において同じ。)
- 五 法人課税信託(略)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所 又は事業所を有するもの

2~9 (略)

(法人の市町村民税の申告納付)

法第 321 条の8

(略) 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、(略)均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(略)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。(略)

2~40 (略)

(法人の市町村民税の更正及び決定) **法第** 321 条の 11

市町村長は、第三百二十一条の八の規定による 申告書の提出があつた場合において、当該申告に 係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこ

れらを課税標準として算定した法人税割額がその 調査によつて、法人税に関する法律の規定によつ て申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定され た法人税額(「確定法人税額」という。以下この項か ら第三項までにおいて同じ。)若しくは法人税に関す る法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正さ れ、若しくは決定された連結法人税額に係る個別 帰属法人税額(「確定個別帰属法人税額」という。 以下この項から第三項までにおいて同じ。)若しくは これらを課税標準として算定すべき法人税割額と 異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申 告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結 法人の法人税割額が同条第一項若しくは第二項に 基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第 三百二十一条の十四の規定によつて確定法人税 額若しくは確定個別帰属法人税額の分割の基準と なる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る 均等割額がその調査したところと異なることを発見し たとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除 されるべき額がその調査したところと異なることを発 見したときは、これを更正するものとする。

- 2 市町村長は、納税者が(略)申告書を提出しなかつた場合(略)においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。
- 3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。
- 4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、 又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納 税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の市町村において事務所又は事 業所を有する法人の市町村民税の申告納 付)

法第321条の13

二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人(略)が(略)法人の市町村民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

- 2 前項の規定による分割は、関係市町村ごとに、 法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税 額の課税標準の算定期間(略)中において有する 法人の事務所又は事業所について、当該法人の法 人税額又は個別帰属法人税額を当該算定期間の 末日現在における従業者の数にあん分して行うもの とする。
- 3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務 所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを 一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみな す。
 - 一 算定期間の中途において新設された事務 所又は事業所 当該算定期間の末日現在にお ける従業者の数に当該算定期間の月数に対する 当該事務所又は事業所が新設された日から当 該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得 た数
 - 二 算定期間の中途において廃止された事務 所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直 前の月の末日現在における従業者の数に、当該 算定期間の月数に対する当該廃止された事務

所又は事業所が当該算定期間中において所在 していた月数の割合を乗じて得た数

- 三 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数
- **4** 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 (略)

(二以上の市町村において事務所又は事 業所を有する法人の法人税額等の分割の 基準となる従業者数の修正又は決定)

法第321条の14

前条第一項の法人が第三百二十一条の八の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係市町村ごとに分割された法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の市町村長がこれを修正するものとする。

- 2 前項の市町村長は、同項の法人が(略)申告書を提出しなかつた場合(略)には、関係市町村ごとに分割すべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。
- 3 第一項の市町村長は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4~6 (略)

地方税法施行令-

(法72条の48第5項第3号の事務所又は事業所)

令35条

法第七十二条の四十八第五項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

(法72条の48第9項の課税標準額の分割の方法)

令35条の2

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて鉄道事業又は軌道事業(以下本条において「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外の事業(以下本条において「その他の事業」という。)とを併せて行う法人の事業税の課税標準額の総額(所得については、法第七十二条の四十八第一項の規定によつて年四百万円以下の金額、年四百万円を超え年八百万円以下の部分の金額及び年八百万円を超える部分の金額に区分した金額とする。以下本条において同じ。)の関係道府県ごとの分割は、当該法人の事業税の課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)とによってあん分した額を、法第七十二条の四十八第四

項に定めるそれぞれの事業の分割基準により、同条第一項から第七項までの規定及び同条第十項に基づく総務省令の規定によつて関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計した金額によって行うものとする。

2 前項の売上総利益金額の算定方法は、総務省令で定める。

(法第57条第3項第3号 の事務所又は 事業所)

令9条の10

法第五十七条第三項第三号 に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の同条第二項に規定する算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

(法第 321 条の 13 第3項第3号 の事務 所又は事業所)

令 48 条の 16

法第三百二十一条の十三第三項第三号 に規 定する政令で定める事務所又は事業所は、第九条 の十に規定する事務所又は事業所とする。 地方税法施行規則-

(課税標準の分割の基準である従業者の 定義)

規3条の5

法第五十七条第二項 の従業者とは、俸給、給料、 賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給 与の支払を受けるべき者をいう。

(課税標準額の分割基準である従業者及 び固定資産の価額の定義等)

規6条の2

法第七十二条の四十八第三項 及び法第七十二条の五十四第二項 の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

- 2 法第七十二条の四十八第四項 に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、 当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。)の価額とする。
- 3 電気供給業の事務所又は事業所ごとの固定 資産の価額についてその区分が困難な場合におい て総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定す る当該事業年度終了の日において貸借対照表に 記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に 掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下 欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数 値によりあん分した額とすることができる。

(-)	発電設備	発電所の認可出力
(二)	送電設備	支持物基数
(三)	配電設備	支持物基数
(四)	変電設備	変電所の設備容量
(五)	業務設備	従業者数

- 4 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項及び第七十二条の二十八第一項の申告納付の期限前五日までに、事務所又は事業所ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 5 法第七十二条の四十八第四項 に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所又は事業所とする。
 - 一 食料品製造業
 - 二 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 三 繊維工業
 - 四 衣服・その他の繊維製品製造業
 - 五 木材:木製品製造業
 - 六 家具·装備品製造業
 - 七 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 八 印刷:同関連業
 - 九 化学工業
 - 十 石油製品·石炭製品製造業
 - 十一 プラスチック製品製造業
 - 十二 ゴム製品製造業
 - 十三 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 十四 窯業·土石製品製造業
 - 十五 鉄鋼業
 - 十六 非鉄金属製造業
 - 十七 金属製品製造業
 - 十八 機械器具製造業
 - 十九 その他の製造業
 - 二十 自動車整備業
 - 二十一 機械修理業
 - 二十二 電気機械器具修理業
- 6 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、 当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

(売上総利益金額の算定方法)

規6条の3

政令第三十五条の二第一項 の売上総利益金額は、売上高から売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更 正の請求の手続等)

規6条の4

法第七十二条の四十八の二第四項 の規定による更正の請求をしようとする法人は、次に掲げる 事項を記載した文書に次項の規定によつて主たる 事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出 たことを証する文書を添えて関係道府県知事に提 出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称及び所在地
- 二 代表者(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における経営の責任者)の氏名
- 三 更正の対象となる事業年度及びその付加 価値額、資本金等の額、所得若しくは収入 金額又は事業税額
- 四 更正後の付加価値額、資本金等の額、所 得若しくは収入金額又は事業税額
- 2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は 事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事

項を第十号の二様式により届け出なければならない。

- 一 請求をする法人の名称及び所在地
- 二 修正した分割基準の明細
- 三 分割基準について誤りを生じた事情の詳細
- 3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、 当該法人に対し、当該届出があつたことを証する文書を交付するとともに、その旨を関係道府県知事に 通知するものとする。

(更正請求書の様式)

規6条の5

法人が更正の請求をしようとする場合において、 法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府 県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

(課税標準の分割の基準である従業者の 定義)

規 10 条の2の8

法第三百二十一条の十三第二項 の従業者とは、第三条の五に規定する従業者をいう。

地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)ー

第1章 一般的事項

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。

この場合において事務所等において行われる 事業は、当該個人又は法人の本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるもの は、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2)事務所等と認められるためには、その場所に おいて行われる事業がある程度の継続性をもっ たものであることを要するから、たまたま2、3か月 程度の一時的な事業の用に供する目的で設けら れる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲 に入らないものであること。

第2章 道府県民税

58 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標準となるべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の取扱いは、法人の事業税の分割基準の従業者の取扱いと同様であること。

第3章 事業税

第9 2以上の道府県において行う事業に 係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事務所等の従業者とは、当該事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を経営する個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2①)

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

- (1)納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難なものについては、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとすること。
 - ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務 すべき事務所等とが異なる者(例えば主たる 事務所等で一括して給与を支払っている場合 等) 当該勤務すべき事務所等
 - イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等 が1月のうちに2以上となった者 当該月の末 日現在において勤務すべき事務所等
 - ウ 各事務所等の技術指導等に従事している者 で主として勤務すべき事務所等がないもののう ち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受 けるべき事務所等
 - エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもって するを問わず、連続して1月以上の期間にわた って同一事務所等に出張している者 当該出 張先の事務所等
 - オ 2以上の事務所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事務所等(主として勤務すべき事務所等の判定が困難なものにあっては、当該給与の支払いを受けるべき事務所等)
- (2)次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事

務所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとすること。

- ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、 かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の 事務所等で勤務すべき者(当該者が2以上の 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、 当該納税義務者のいずれか一の事務所等に 勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき 事務所等
- イ 2以上の納税義務者の事務所等の技術指導 等に従事している者で主として勤務すべき事 務所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等
- ウ 事務所等を設置する納税義務者の事業に従 事するため、当該納税義務者以外の納税義 務者から技術指導、実地研修、出向、出張等 何らの名義をもつてするを問わず、当該事務 所等に派遣されたもので連続して1月以上の 期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事務所等
- エ 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事務所等
- (3)次に掲げる者については、当該事務所等又は 施設の従業者として取り扱わないものとすること。
 - ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設 において研修を受ける者
 - イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、そ の勤務すべき事務所等が課税標準額の分割 の対象となる事務所等から除外される場合 (例えば非課税事業を営む事務所等)の当該 事務所等の従業者
 - ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、そ の勤務すべき施設が事務所等に該当しない場 合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗 組員である者、現場作業所等の従業者)
 - エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月 以上の期間にわたってその本来勤務すべき事 務所等に勤務しない者(当該勤務していない 期間に限る。)
- (4)9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従

業者については、次の取扱いによるものである こと。

- ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌 道事業とその他の事業とを併せて行う納税義 務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分 することが困難なものの数については、それぞ れの事業の従事者として区分されたものの数 によってあん分するものとすること。
- イ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないもの であるから、非常勤のもの例えば、重役、顧問 等であっても従業者に含まれるものであること。
- ウ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの 判定は、課税標準の算定期間の末日現在に よるものとすること。この場合において、課税標 準の算定期間の末日現在においては1月に満 たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれ ば1月以上の期間にわたると認められる場合に おいては、連続して1月以上の期間にわたるも のとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所 等の休日については、当該休日である期間は、 勤務していた日数に算入すること。
- エ 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の 区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等 合理的な方法によりあん分した数(その数に一 人に満たない端数を生じたときは、これを一人 とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とす るものであること。
- 9の2 法第72条の48第5項に規定する事務所 等の従業者については、9の1に定めるもののほ か、次の諸点に留意すること。
- (1)事業年度の中途において、新設された事務所 等にあっては事業年度終了の日の末日、廃止 された事務所等にあっては廃止の月の直前の 月の末日現在の従業者の数に基づいて月割 によって算定した従業者の数値によるものであ るが、この場合の新設された事務所等には、営 業の譲受又は合併により設置される事務所等 も含まれるものであること。
- (2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、 廃止された事務所等については、廃止された 事務所等として従業者の数を算定するもので あること。
- (3)事業年度に属する各月の末日現在における従

業者の数のうち最大であるものの数値が、その 従業者の数のうち最小であるものの数値に2を 乗じて得た数値を超える事務所等について は、

その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、 この適用があるのは、当該事務所等に限るも のであって、他の事務所等については適用が ないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の 算定については、次の取扱いによるものであるこ と。

ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであっても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事務所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

- イ 月の中途で課税標準の算定期間が終了した 場合においては、その終了の日の属する月の 末日現在における従業者の数は、分割基準に は含まれないものであること。
- 9の3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業

を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2第5項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙府発第39号)によること。(法72の48④)

- 9の4 法第72条の48第4項に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2②)
- **9の5** 法第72条の48第3項に規定する軌道の 延長キロメートル数は、次により取り扱うものであ ること。(法72の48③)
- (1)単線換算キロメートル数によるものであること。
- (2)鉄道事業を行う法人が、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う場合においては、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とするものであること。
- (3)引込線及び遊休線並びに敷設線を含むものであるが、他の法人等の所有に係る専用線は含まないものであること。
- 9の6 2以上の道府県に事務所等を設けて鉄道 事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行 う場合の割合については、次の諸点に留意する こと。(法72の48⑨、令35の2)
- (1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれ

の総額をそれぞれの事業の売上金額によって あん分した額をそれぞれの事業の分割基準に よって分割するのであるが、百貨店業のみにつ いては、売上金額に代えて売上総利益金額が あん分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル)以上の店舗を含むものをいうものであること。

- (2) 売上金額とは、本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいうものであるが、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれないものであること。したがって、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいうものであること。
- (3) 売上総利益金額とは、売上高(総売上高から 売上値引及び戻り高を控除した額)から売上 原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から 期末たな卸高を控除した額)を控除した金額を いうものであること。
- **9の7** 法第72条の48第3項に規定する事務所 又は事業所の数は、次により取り扱うものであること。
- (1)事務所等に該当するか否かの判定は、第1章 第1節6によること。
- (2)事務所等の数の算定に当たっては、原則として、 同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供 する建物(以下9の7において「建物」という。) について一の事務所等として取り扱うこと。
- (3)近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取り扱うこととなるが、この場合において、2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事

務所等として取り扱うことに留意すること。

- (4)事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事務所等として取り扱うものであること。
 - ア 事務所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該建物の所在する道府県
 - イ 事務所等の建物が、2以上の道府県の区域 にまたがる場合 当該建物の所在するそれぞ れの道府県
- 9の8 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。
- 9の9 外国法人の事務所等とみなされた代理人の事務所等が2以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事務所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事務所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。
- **9の 10** 2以上の道府県において事務所等を設け て事業を行う法人が分割基準に誤りがあったこと (課税標準額についてすべき分割をしなかった場 合を含む。)により関係道府県の分割課税標準 額又は事業税額に過不足がある場合においては、 不足額の生じた道府県に対しては速やかに申告 又は修正申告をしなければならないのであるが、 過大となった道府県に対しては当該分割課税標 準額又は事業税額の減額の更正の請求をする ことができるものとされているものであること。この 場合において、減額の更正の請求はあらかじめ 主たる事務所等所在地の道府県知事に届け出 た旨を証する文書を添えて行うべきものとされて いることにかんがみ、その主たる事務所等所在 地の道府県知事は速やかにその処理をすべきも のであること。(法72の48の2④)

~ 参考~

6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業とこれらの事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。)とを併せて行う法人の資本金等の額のあん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の23)

(1)従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

(2)4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとすること。

ア 派遣労働者等(イに掲げる者を除く。) 派遣 先法人

- イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者 等 派遣先法人及び派遣元法人
- ウ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、 他の法人(出向元法人)から出向している従業者 (エに掲げる者を除く。) 当該法人
- エ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人
- オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人
- (3)4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとすること。
 - ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の 乗組員である者、現場作業所等の従業者)
 - イ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月 以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務

所等に勤務しない者

(4)従業者数は、事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合にあっては、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第3号ただし書及び同条第5項のような計算は行わないものであること。

(5)それぞれの事業に区分することが困難な従業

者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分するものとすること。この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

地方税法の施行に関する取扱について(市町村税関係)ー

第1章 一般的事項

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。

この場合において事務所等において行われる 事業は、当該個人又は法人の本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2)事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第2章 市町村民税

59 法人税額又は個別法人税額の分割の基準となる従業者の数とは、関係市町村内ごとの事務所等について、当該課税標準の算定期間の末日現在における数であること。

この場合における従業者とは、法人の事業税の 分割基準に用いられる従業者と同意義のものであり、 事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、 手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支 払いを受けるべき者をいうものであるが、ここにいう 給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの 性質を有する給与は含まれないものであり、したが って、これらの給与のみ支給を受ける者は従業者と して取り扱わないことに留意すること。

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところに より取り扱うものであること。

- (1)納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難な者については、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとすること。
 - ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務 すべき事務所等とが異なる者(例えば主たる 事務所等で一括して給与を支払っている場合 等) 当該勤務すべき事務所等
 - イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等 が1月のうちに2以上となった者 当該月の末 日現在において勤務すべき事務所等
 - ウ 各事務所等の技術指導等に従事している者 で主として勤務すべき事務所等がない者のうち、 (1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき 事務所等
 - エ 技術指導、実地研修等その名目を問わず、 連続して1月以上の期間にわたって同一事務 所等に出張している者 当該出張先の事務所 等
 - オ 2以上の事務所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事務所等(主として勤務すべき事務所等の判定が困難な者にあっては、当該給与の支払いを受けるべき事務所等)
- (2)次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事務所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難な者等)

については、(1)にかかわらず、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとすること。

- ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、 かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の 事務所等で勤務すべき者(当該者が2以上の 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、 当該納税義務者のいずれか一の事務所等に 勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき 事務所等
- イ 2以上の納税義務者の事務所等の技術指導 等に従事している者で主として勤務すべき事 務所等がない者のうち、(2)ウ以外の者 給与 の支払いを受けるべき事務所等
- ウ 事務所等を設置する納税義務者の事業に従 事するため、当該納税義務者以外の納税義 務者から技術指導、実地研修、出向、出張等 その名目を問わず、当該事務所等に派遣され た者で連続して1月以上の期間にわたって当 該事務所等に勤務すべき者 当該勤務すべ き事務所等
- エ 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事務所等
- (3)次に掲げる者については、当該事務所等又は 施設の従業者として取り扱わないものとすること。
 - ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者
 - イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、そ の勤務すべき事務所等が課税標準額の分割 の対象となる事務所等から除外される場合の 当該事務所等の従業者
 - ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、そ の勤務すべき施設が事務所等に該当しない場 合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗 組員である者、現場作業等の従業者)
 - エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月 以上の期間にわたってその本来勤務すべき事 務所等に勤務していない者(当該勤務してい ない期間に限る。)
- (4)(1)から(3)までに掲げる者のほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。
 - ア 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないもの であるから、非常勤の者例えば重役、顧問等 であっても従業者に含まれるものであること。

- イ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの 判定は、課税標準の算定期間の末日現在に よるものとすること。この場合において、課税標 準算定期間の末日現在においては1月に満た ないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば 1月以上の期間にわたると認められる場合にお いては、連続して、1月以上の期間にわたるも のとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所 等の休日については、当該休日である期間は、 勤務していた日数に算定すること。
- (5)次に掲げる事務所等における従業者の数については、次の取扱いによるものであること。
 - ア 事業年度の中途において、新設された事務 所等にあっては算定期間の末日、廃止された 事務所等にあっては、廃止の月の直前の月の 末日現在の従業者の数に基づいて月割によっ て算定した従業者の数値によるものであるが、 この場合の新設された事務所等には、営業の 譲受又は合併により設置される事務所等も含 まれるものであること。
 - イ 一の算定期間の中途において、新設され、かつ、廃止された事務所等については、廃止された事務所等として従業者の数を算定するものであること。
 - ウ 算定期間に属する各月の末日現在における 従業者の数のうち最大であるものの数値が、そ の従業者の数のうち最小であるものの数値に2 を乗じて得た数値を超える事務所等について は

その算定期間に属する各月の末日の従業者数の合計数

その算定期間の月数

により従業者の数を算定することとなるが、 この適用があるのは、当該事務所等に限るも のであって、他の事務所等については適用が ないものであること。

また、算定期間の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数

の算定については、次の取扱いによるものであること。

(ア) 各月の末日において勤務すべき者の みが分割基準の対象となる従業者となるも のであること。したがって例えば月の初日か ら引き続き日雇として雇用されていた者であ っても、当該月の末日の前日までの間に解 雇された者は分割基準の対象となる従業者 とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等に

より当該事務所等が休日である場合の分割 基準の対象となる日雇者については、当該 休日の前日現在における状況によるもので あること。

(イ) 月の中途で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

個別通知 ·

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和 37 年 5 月 4 日自治丙府発第 39 号 東京都主税局長、各道府県総務部長あて 自治省税務局長通達)

(資本金の額又は出資金の額)

1 地方税法(以下「法」という。)第72条の48第4 項第3号の資本金の額又は出資金の額が1億円 以上であるかどうかは、当該事業年度終了の日現 在(中間申告の場合においては、当該事業年度開 始の日から6月を経過した日の前日現在。以下同 じ。)によるものであること。(規則6の2VI)

2 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う 法人についても、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上であるかどうかは、その法人の資本金の額 又は出資金の額の総額が 1 億円以上であるかどう かによつて判定すべきものであること。

(製造業の範囲)

3 地方税法施行規則(以下「規則」という。)第6条の2第5項に掲げる事業は、日本標準産業分類(総務省)による「E―製造業」並びに「R―サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891 自動車整備業」、「901機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902電気機械器具修理業」の範囲に属するものであること。

(製造、加工又は組立て)

4 規則第6条の2第5項にいう物品の「製造」及び「加工」とは、いずれも物を原材料として、これに人工を加え新たな物を製作することをいうものであるが、このうち「製造」とは製作した物の性質が原材

料である物と同一性を失っている場合をいい、「加工」とは原材料である物と性質が同一で、ある程度の変更を加える場合をいうものであること。また、「組立て」とは、製作された部分品を組み合わせることをいうものであること。

(生産に関する業務)

5 規則第6条の2第5項にいう「物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務」とは、物品の製造、加工、組立てを行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う業務をいうものであること。

(生産に関する業務が行われている事務所 又は事業所)

6 工場とされる「生産に関する業務が行われている事務所又は事業所」とは、当該法人の事務所又は事業所であって 5 に掲げる業務が行われている事務所又は事業所をいうものであること。

7 生産に関する業務が行われている事務所又は 事業所の判定については、当該法人の事業年度終 了の日現在により判定するものとすること。

8 「工場である事務所又は事業所」とは、具体的には、工場、製造所、作業所、製油所、造船所、修理場などをいい、本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、販売所、倉庫、油槽所、病院などは含まれないものであるが、その判定は名称のいかんに

かかわらず、当該事務所又は事業所において行われる業務の内容により客観的に行うこと。

(工場の従業者)

- 9 「工場の従業者」とは、6 の工場とされる生産に関する業務が行われている事務所又は事業所に勤務する従業者をいうものであり、従業者の意義及びその取扱いについては、「地方税法の施行に関する取扱いについて」(以下「通知」という。)第3章9の1に定めるところによるものであるが、さらに次の諸点に留意すべきであること。
- (1) 6 の工場とされる生産に関する業務が行われている事務所又は事業所に本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等が併置されている場合の工場の従業者の数には、これら本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者の数は含まれないものであること。
- (2) 工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれるものであること。
- (3) 事業税の課税事業と非課税事業とをあわせて 行う場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、通知第3 章9の1(4)アによりそれぞれの事業の従業者とし て区分されたものの数によつてあん分して算定す るものとされているが、工場の従業者についてこ の取扱いをする場合においては、通知第3章9 の1(4)アによりあん分された課税事業部分に相 当する工場の従業者の数を基礎として2分の1 を加算する計算を行うものであること。
- (4) 工場の従業者の数は、原則として当該法人の事業年度終了の日現在の従業者の数によるものであること。なお、2分の1を加算する場合において、当該工場の従業者の数が奇数であるときは、当該数に1を加えた数を基礎として2分の1し、加算するものとされているから、2分の1を加算した後の数値に1未満の端数は生じないことに留意すること。(法72の48IV③)

(分割に関する明細書)

10 法人が事業税の申告書に添付すべき課税標準の分割に関する明細書に記載すべき工場の従業者については、同一の都道府県内に他の事務所又は事業所がある場合においては別欄に記載して工場であることを明らかにするよう指導するものとすること。

(住民税の分割との関係)

11 分割基準とすべき工場の従業者数について、 その数値を補正することとされているのは、法人の 事業税の場合に限られ、法人の道府県民税及び市 町村民税の分割について適用がないものであるから 留意すること。

行政実例等

<内かん>

○ 法人住民税及び法人事業税における事務所又は 事業所の意義について

(昭和61年4月1日 各道府県総務部長、東京 都総務局長、東京都主税局長あて 自治省税 務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長 内かん)

法人住民税及び法人事業税における事務所又は 事業所(以下「事務所等」といいます。)の意義につき ましては、依命通達においてその定めがされているとこ ろであり、事務所等と認められるためには、その場所に おいて行われる事業がある程度の継続性をもったもの であることが必要とされることから、たまたま二、三カ月 程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる 現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないものと されているところですが、二、三カ月を超えるものであっ ても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設 工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠 くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打 合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年 に満たない仮設のものについては、仮に机等が配置さ れている場合でも、事務所等の範囲に含めないものと して取り扱うことが適当と考えますので、よろしくお取り 扱い下さい。

また、この取り扱いについては、昭和61年4月1日 以後に開始する事業年度について行うことが適当と考 えます。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。

(参考)

- 一 工程管理とは次のものをいう。
- (一) 自己の労働者だけでなく、下請業者も含めてその指揮・監督を行い、工事進行の打合せを行うこと。工事が円滑に進むように、既に締結されている契約に基づいて下請業者を現場に入らせること。
- (二) 工事に必要な資機材の現場への搬出入に当たってその指図を行うこと(既に注文されたとおりの物であることの確認を含む。)。
- (三) 現場及び労働者の安全·衛生を確保する等現場の維持·運営を行うこと。資機材の品質に

問題がないか、原材料等の使用状況はどうか、 を把握し、必要に応じてこれを本・支店等に連 絡し、工程が順調に進むように取り図らうこと。 なお、既に作成された設計図をもとに、その 現場で行われる工事についての施行計画、施

二 連絡・打合せは、本・支店、発注者、工事監理者、 近隣住民等を相手とするものであるが、発注、受注 といった新たな契約行為は含まれないものであるこ と。

工図に関する調整も行われる。

ー、二のいずれもその建設工事現場で行われる 工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできないも のに限られるものであること。

〈行政実例〉

○ 法人事業税における保険業の分割基準の範囲に ついて

(昭和29年11月13日自丁府発第106号 東京都主税局課税部長あて 自治庁府県税課長回答)

問一 事務所又は事業所の範囲について

生命保険会社又は損害保険会社(以下保険会社という。)の本社及び支社(これに準ずるものを含む。)の事務所は、分割基準である事務所又は事業所の範囲に含まれるものと解するが、支部、出張所等については、保険会社が、当該支部、出張所等の地代、家賃、人件費及び通信費等主なる経費を支出し、保険会社が当該支部、出張所等を統轄し、実質上の一機関とみなされる場合に限り分割基準に含め、その他の場合においては含めないものとして差し支えないか。

二 従業者の範囲について

一の事務所又は事業所に勤務している従業者のうち、内勤社員は分割基準である従業者の範囲に含まれるが、外務社員である生命保険募集人は、所得税法の規定において給与所得となる固定給又は同法の規定において事業所得となる能率給と固定給を併せて支給している者のみを従業者とし、その他の生命保険募集人は含めないものとして差し支えないか。

答 一、二ともお見込の通り取り扱って差し支えない。

○ 法人事業税における保険業の分割基準の範囲に ついて

(昭和 35 年6月4日自丁府発第 72 号 東京都 主税局長あて 自治庁府県税課長回答)

問 二以上の都道府県に事務所または事業所を設けて保険業を行う法人のこのことについては、すでに本部の照会(昭和 29 年 10 月 11 日主課法発第2510 号)に対する貴庁回答(昭和 29 年 11 月 13日自丁府発第106号。以下「前回回答」という。)により明らかとなりましたが、なお、次の点に疑義がありますから、至急何分の御回示をお願いします。

記

一 従業者の範囲について

前回回答によれば、生命保険募集人のうち分割基準である従業者となるのは、所得税法上給与所得となる固定給の支給されている者に限ることとなっているが、国税庁では、昭和31年3月26日直所2-25、同年12月11日直所2-116および昭和33年5月16日直所2-36の長官通達をもって、従来給与所得としていたものでもその一部を事業所得とするよう取扱いを改めたことにともない、分割基準となる従業者もこれらにならって税務官署が、事業所得としたものを除き給与所得と認めた者に限るものとしてよいか。

なお、これによる分割基準の取扱いは保険事業に限らず、外務員を使用するその他の事業を行なう分割 法人にも適用するものとしてよいか。

二 事務所等の範囲について

前回回答によれば、保険会社の分割基準となる事務所または事業所(以下「事務所等」という。)は、本社及び支社(これに準ずるものを含む。以下同じ。)のほかは法人が地代、家賃、人件費および通信費等主なる経費を支出し、あわせて業務を統轄し、実質上の一機関とみなされる場合に限ることとなっているが、次に掲げるような場合は、それぞれ記載のように解してよいか。

(1) 分割基準とならない募集人が設けている事務所 等は、分割基準となる従業者が勤務しない限り、 分割基準である事務所等とはならないものである こと。

- (2) 一構の建物のなかに設けられている支社、営業所、支部((1)に掲げるものを除く。以下同じ。)等では独立して業務の行われているものはその単位ごとにそれぞれ一の事務所等となるものである
- (3) 構を異にして設けられた支社、営業所、支部等の分室で独立して業務の行われるものは一の事務所等となるものであること。
- 答一、二 お見込みのとおりである。

○ 衣料品等出張販売に対する事業税の賦課につい て

(昭和27年5月13日地財委税第582号 長崎県総務部長あて 地方財政委員会事務局府県税課長回答)

- 問 衣料品等を他県より自動車等により運搬し来り各地を巡回し旅館等の一室を借り上げ二、三日位宛所謂出張販売を行い相当の利益を上げている法人及び個人業者があるが、これに対してはその販売場を事業所として法人に対しては法第763条の6の規定により申告納付を行わしめ、不申告の向に対しては法第763条の7第2項の規定により請求することとし、個人に対してはその出張販売終了の都度これを廃業として法第744条第4項の規定により課税して差し支えないものと思考せられるが、これに対し至急何分の御教示を相煩したい。
- 答 地方税法に規定する事務所又は事業所とは、事業上の必要から設けられた人的物的施設であって、 そこで継続して事業の行われる場所をいうものである。

従って、設例の如く短期間一時的な業務の用に 供する目的で旅館等を借り上げ物品販売を行って いる場合において、短期間といえども定期的に一定 の場所に巡回して販売業務を行っている場合は、そ の販売場を事業所とみなして差し支えないが、短期 間不定期に不特定の場所に巡回して販売業務を 行っている場合は、事業所の範囲に含めることは適 当でない。 ○ 二以上の都道府県において事務所又は事業所を 設けて事業を行う法人の関係道府県の分割(軌 道の延長キロメートル数)について

(昭和 29 年6月9日自丁府発第 46 号 兵庫県 東京事務所長あて 自治庁府県税課長回答)

問 地方鉄道及び軌道事業の分割基準は、法第 72 条の48第3項において、当該事務所又は事業所 所在の道府県における地方鉄道及び軌道の延長 粁数により按分して行うよう規定されておりますが、 延長粁の意味及び範囲等左記四点について疑義 がありますので御回答願います。

記

- 一 複線の場合はその合計数をいうのか。
- 二 引込線等は計算の中に入れるのか。
- 三 一部遊休線がある場合これも含めるのか。
- 四 軌道業で二本線の側に一本を作り鉄道が使用している場合。

答

- 一 単線換算のキロメートル数によるものである。
- 二、三 引込線及び遊休線も分割基準に含まれるものであるが、他の法人等の所有に係る分は含まれない。
- 四 単線として取扱うことが適当である。
- 地方鉄道事業及び軌道事業を営む法人の事業 税の課税標準の分割基準について

(昭和 36 年2月2日自治丁府発第7号 東京都 主税局長あて 自治省府県税課長回答)

問 二以上の道府県に事務所または事業所を設けて 地方鉄道事業または軌道事業を行う法人の事業 税の課税標準の分割基準については、地方税法 第72条の48第3項の規定によって軌道の延長 キロメートル数(単線換算)によることとなっているが、 下記事案について、疑義があるので何分の御指示 を願います。

記

一 広軌道を有する甲法人の軌道内に、狭軌道を有する乙法人所有の車両を乗入れるために、乙法人所有の軌条を甲法人の軌道内に一軌条敷設(乙法人の固定資産として計上)し、三線式軌道として

甲法人所有の一軌条を甲法人所有の車両及び乙 法人所有の車両の運行の用に供している場合、乙 法人所有のこの一軌条を、乙法人の分割基準とし ての軌道とすることができるか。もし、乙法人の分割 基準とする場合その軌道の延長キロメートル数の 算定はいかにすべきか。

なお、甲、乙両法人の乗入れに伴う契約の概要 は別紙のとおりである。

二 軌間距離を一にする甲、乙両法人がその所有する車両を相互に乗入れている場合、相互乗入れ区間の軌道は両法人のそれぞれの分割基準に含まれるか。

または、軌道を所有する法人のみ分割基準とすべきか。

(別紙)

契約内容の概要

- 乙法人(以下乙とする)は甲法人(以下甲とする) の専用線AB間に乙の車両及び係員を以て乗入 れ運転するものとする。
- 二 乗入れ区間の運転収入は甲が収得する。ただし、 乙が収入した同区間の特別急行料金はこの収入 とする。
- 三 甲は乙車両の甲専用線、AB間乗入れ分については車両使用料を乙に支払うものとする。
- 四 乙ならびに甲所属車両の運転電力料並びに路線 保守費及び施設の保守維持は甲の負担とする。
- 五 乙所属員が甲所属線内において運転するときは 甲の定めた運転規程による。
- 六 乗入れ列車に対する甲所属線AB間の旅客の取 扱は甲が行う。
- 七 乙所属車両が甲所属線内で事故を発生したとき は、最寄駅長に報告し、その指示を受け、その損 害の負担は損害責任が甲乙いずれにあるか明ら かな場合は甲または乙の負担に、不時の場合は 双方から選出された調査委員の協議による。
- 八 線路は甲の軌間-M435、乙の軌間-M067 に 共用する三線式軌道とする。
- 九 乗入れに必要な工事は甲の委任を受けて乙が施行する。
- 十 甲乙の責任分界点は、境界駅から乗入れの際の 地点(甲、乙法人の軌道接続ポイント)とする。
- 十一 乗入れ工事の費用は下記以外のものは乙の負担とする。
- ① 既設軌道の朽杭木の更換。

- ② 車両(甲)改造費の内直接制御方式を複式制御 方式に変更する費用相当額。
- ③ その他甲の負担が適当と認められる費用。
- 十二 乗入れ工事施行の結果、既設の諸施設に追加された施設は乙から甲に貸与する。
- 答 昭和 35 年 2 月 1 日付の三五主課法発第 80 号 をもって照会になった標記については、つぎのとおり 回答する。
- 乙法人所有の一軌条を二軌条の単線キロメートル に換算して、乙法人の分割基準に含めるべきで ある。
- 二 軌道を所有する法人のみの分割基準とすべきで ある。